

議第159号 呉市都市計画区域外公園設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること及び広島法務局が重複する地番の解消作業を実施したことによる地番の変更に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 消費税及び地方消費税の引上げに伴う使用料の額の改定

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）の施行により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられることに伴い、都市計画区域外公園に係る使用料の額を改定します。

また、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第8条の規定により課税の対象とされている1月未満の土地の貸付けに係る対価に該当する公園の使用料の額を算出するに当たり乗じることとしている率を8パーセントから10パーセントに改めます。

(2) 地番の変更に伴う公園の位置の表示の変更

広島県の一部地域では、同じ大字区域内に宅地、農耕地等の耕地に付される地番（以下「耕地番」といいます。）と、山林、原野等に付される地番（以下「山地番」といいます。）が存在しており、同一大字内において同じ地番が付されている土地が多数存在していましたので、広島法務局が耕地番・山地番の解消作業を実施しました。

これに伴い、施設の所在地に係る地番の変更が生じたため、施設の位置の表示を修正するものです。

3 施行期日

公布の日。ただし、2(1)については、平成31年10月1日